

よくわかる！金融商品会計 第1回

2020年9月30日

全4頁

# 金融商品会計のルールとは？

## 金融商品会計のルールの意義・概要・対象

金融調査部 制度調査課

研究員 斎藤航

金融機関や事業会社は、事業活動の中で、金銭の貸し借りや資金調達、出資、リスクヘッジなどを通じ様々な金融商品と関わります。そうした金融商品には、有価証券(株式や債券など)・現金預金・売掛金・買掛金などがあります。例えば、金融機関や事業会社が金融商品を取得・処分し、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表でその取引についての財務情報を開示する際には、決められたルールに従って会計処理を行わなければなりません。本シリーズでは、金融商品についてどのような会計処理が求められるのかについてわかりやすく解説します。第1回は、金融商品に関する会計処理を定めたルールの意義・概要・対象について説明します。

### 金融商品会計のルールの意義：企業の財務情報を信頼して投資ができる

金融機関や事業会社は、事業活動の中で、様々な金融商品と関わります。こうした金融商品の取引について、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表でその情報を開示する際には、決められたルールに従って会計処理を行わなければなりません。ルールは幾つかありますが、「金融商品に関する会計基準」(以下、金融商品会計基準)がメインのルールとして定められています。こうしたルールを定める意義はどこにあるのでしょうか。

金融商品の中でも金融資産(株式や債券といった有価証券など)を例に考えてみます<sup>1</sup>。金融商品会計基準により、基本的に、金融資産は市場価格を中心とした時価で評価されます。それは、以下の理由によります。なお、イメージしづらい方は、金融資産を「上場株式」に置き換えて考えるとわかりやすいです。

- ① 企業Aが金融資産を取得します。
- ② 企業Aは、その金融資産の取得に当たって、取得した時点の価格に見合った金額を支払い、

<sup>1</sup> 金融商品には金融資産だけではなく、金融負債やデリバティブ取引があります。詳しくは第2回で説明します。

記録します。

- ③ しかし、金融資産の価値は取得後に変化していきます。
- ④ そのため、保有する金融資産の価値を取得したときの価格のままに評価していたのでは、企業 A の財務の実態や状況を正しく反映したことにはならず、企業 A に投資しようとする者（以下、投資者）をミスリードする恐れがあります。
- ⑤ 企業 A が財務諸表を作成する時点の価格（時価）で評価することによって、その金融資産の価値を正しく評価でき、投資者も企業の財務の実態や状況を正確に把握できます。

上記のような理由により、金融資産は時価で評価するのが望ましいと考えられ、その旨をルールとして定めることが必要となります。ルールを定めることで、投資者などの財務諸表の読み手が、企業が保有する金融資産の価値を正しく把握でき、ひいては、開示された財務情報を信頼して投資を進めることが可能となります。

時価評価のほかにも、金融商品に関する財務諸表の作成・公表に際して共通のルールとして定めるべき事項は多くあります。そのため、金融商品会計基準を中心として金融商品会計のルールが定められています。

上記の枠で囲った例は、投資者にとってのメリットを説明したものでした。企業にとってもメリットはあり、ルールに従って金融資産の取引の実態を反映した会計処理は、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底および財務活動（株式保有、借入れや社債発行など）の成果の的確な把握に必要であるといえます。

## 日本の会計ルールを国際的なルールに合わせる動きが進んでいる

上場企業では海外投資家からの投資が増えています。こうした海外投資家からの資金調達ということも考えると、企業の会計処理は、なるべく国際的に共通したルールに従うことが望ましいと考えられます。会計のルールである会計基準には、日本で主に使われている基準（以下、日本基準）以外にも、主に海外で使われる会計基準として IFRS（国際財務報告基準）や米国会計基準などがあります（以下、IFRS と米国基準を総称して国際基準）。

これらの会計基準で定めるルールがそれぞれ大きく異なると、財務諸表から読み取れる情報を比較することが困難となり、海外投資家の日本市場への投資や、企業の国際市場での資金調達の妨げになってしまいます。そのため、日本基準と国際基準の主要な差異を解消しようという動きがあります。

こうした動きの中で、日本基準では 2019 年 7 月に時価に関する新しいルールである「時価の算定に関する会計基準」が作られました。金融商品会計基準とは別の会計基準ですが、金融商品会計基準の各論に当たる金融商品の時価の評価について規定しています。この新ルールができる前の金融商品の時価を例に、国際基準との主要な差異を解消するため、日本基準を国際基準

に近づけていく意義を考えます。

- ① 2019年7月に新ルールが作られる前の日本基準では、時価の算定に関して詳しいガイダンスが定められていませんでした。
- ② 一方で、国際基準では、時価の算定に関して詳しいガイダンスが定められています<sup>2</sup>。
- ③ つまり、時価に関する情報の内容が異なり得るため、国際基準に従って作成した財務諸表と、従来の日本基準に従って作成した財務諸表を単純に比較することが難しくなります。
- ④ 財務諸表の比較が困難なため、国際基準に慣れ親しんだ海外の投資家からすると、従来の日本基準に従って財務諸表を作成している企業を投資対象とすべきか否かを判断することが難しくなってしまいます。

上記の問題に対処するため、前述の通り、時価の算定に関して詳しいガイダンスを定めた新たなルールである「時価の算定に関する会計基準」が作られたのです。この新ルールを実際の会計処理に適用することで、日本基準と国際基準という異なるルールを使う企業間の財務諸表から読み取れる金融商品の情報の比較がしやすくなると考えられます<sup>3</sup>。

このように、金融商品会計基準の各論に当たる時価に関するルールについて、国際基準との整合性を確保する動きが進められています。同様に、金融商品会計のメインのルールである金融商品会計基準についても、改正の検討がされています（2020年9月時点）。本シリーズでは現行の日本基準に基づいて金融商品会計基準の解説をしていきますが、必要に応じて、こうした国際基準との整合性を確保する動きについても紹介したいと思います。

## 金融商品会計のルールの概要とその対象

金融商品の会計処理を定めたメインのルールは金融商品会計基準ですが、図表1のように金融商品会計基準を実際に適用する際の指針を定めた実務指針、金融商品会計基準で求められる金融商品の時価の開示の指針を定めた適用指針などがあります。これらは、時価などの金融商品の評価方法だけでなく、金融商品をいつ財務諸表に計上するかということや逆にいつ財務諸表から消滅させるべきかといった内容などが含まれています（図表2）。本シリーズでは順を追ってこうした金融商品の会計処理に関するルールを解説していきます。

金融商品会計と聞くと、証券会社や銀行といった金融機関をイメージする方も多いかもしれませんが、金融商品会計基準は、金融機関だけでなく、金融商品を扱う事業会社にも適用されます。また、有価証券（株式や債券など）・預金・受取手形・売掛金などの金融資産だけでなく、支払手形・買掛金などの金融負債、デリバティブ取引も金融商品に該当します。第2回で

<sup>2</sup> 詳しくは今後説明しますが、時価を算定するに当たって使う仮定を客観性などの観点でレベル別に分け、そのレベル別の時価の開示が求められています。

<sup>3</sup> 「時価の算定に関する会計基準」は、原則、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

は、金融商品の範囲について詳しく見ていきます。

図表1 金融商品会計に関する主なルール・指針

	ルール・指針の名称	ルール・指針の内容
①	金融商品に関する会計基準	金融商品に関する会計処理全般を定める
②	金融商品会計に関する実務指針	①を実務に適用する場合の具体的な指針を定める
③	金融商品会計に関するQ&A	②などに基づいて会計処理を行う際の留意事項をQ&A形式で解説する
④	金融商品の時価等の開示に関する適用指針	①で求められる金融商品の時価の開示についての指針を⑤に即して定める
⑤	時価の算定に関する会計基準	時価の概念や算定方法を規定する

(出所) 企業会計基準委員会、日本公認会計士協会 各ルール・指針より大和総研作成

図表2 金融商品会計のルールの主な内容

金融商品会計のルールの主な内容
金融商品をいつ財務諸表に計上すべきか(発生の認識)
金融商品をいつ財務諸表から消滅させるべきか(消滅の認識)
金融商品の評価方法(時価など)
貸倒引当金 <sup>(注1)</sup> の計上方法
ヘッジ会計 <sup>(注2)</sup>

(注1) 貸倒引当金とは、売掛金や受取手形などの金融債権の一部が回収不可能になるリスクに備え、損失額を予想し、あらかじめ費用として計上する金額のこと。

(注2) ヘッジ会計とは、将来のリスクを回避するための金融取引における特殊な会計処理のこと。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品会計基準」などより大和総研作成

(次回予告：第2回「金融商品とは？」)

以上